

衆議院 第百八十回国会

厚生労働委員会議録 第十五号

(二六四)

平成二十四年七月二十五日(水曜日)

午前八時五十分開議

出席委員

委員長 池田 元久君

理事

岡本 充功君

理事

長妻 昭君

理事

加藤 勝信君

理事

岡本 英子君

理事

石井 登志郎君

稻富 修二君

工藤 仁美君

白石 洋一君

竹田 光明君

中屋 大介君

西村 智奈美君

樋口 俊一君

宮崎 岳志君

山口 和之君

吉田 統彦君

鴨下 一郎君

高木 穀君

谷畑 孝君

古川 複久君

青木 愛君

小林 正枝君

中野 渡詔子君

坂口 力君

阿部 知子君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

経済産業副大臣

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

津田 弥太郎君

小宮山 洋子君

西村 智奈美君

柳澤 光美君

藤田 一枝君

同月二十五日

辞任

大西 健介君

和之君

同月四日

辞任

田中美絵子君

福田 衣里子君

吉田 統彦君

松崎 哲久君

同月六日

辞任

橋本 勉君

稻富 修二君

小宮山 泰子君

田中美絵子君

吉田 統彦君

岡本 英子君

同日

和田 隆志君

続の観点から、これも先ほど申し上げましたように、他の派遣先を開拓することが基本にならうかと思います。

このことに関して、派遣労働者の方が、その派遣先ではというようなことで拒否したような場合について、これは合理的な理由があるのかないのかといふあたりは一つのポイントにならうかと思

います。ですが、そういうふうに考えた場合には、その後の解雇の有効性の判断においては考慮されるものになるのではないかというふうに考えております。

○田村(憲)委員 ありがとうございました。理解いたしました。

いずれにいたしましても、この間、労働者派遣法の改正で、先ほど申し上げました直接雇用申し込みなし制度、こういうものが三年後に施行される予定であります。これも、どうするかというのではなくて議論の対象になると私は思つております。しかし、一方で、この三十条において、相当期間にわたり期間を定めて雇用する派遣労働者であつた者その他期間を定めないで雇用される労働者の転換を推進することが適当である者として厚生労働省令で定める者に対し、派遣元、派遣先での無期雇用転換に限らず、広く期間の定めのない雇用へ転換できるような措置、例えば求人情報の提供でありますとか職業紹介、さらには教育訓練等の措置を講じなければならぬといふことで派遣労働法には書いてあるわけですね。

これをえたとき、今回の、五年間たつと有期雇用、労働期間の定めのない雇用にしなきやいけないというのは、どうもちょっと、労働者派遣法では限定されているものがかなり広くなつちゃつたみたいな感じを受けるんです。そういう意味では、先ほども言いましたが、非常に整合性がとりづらい部分がありますので、これを、これから施行に向かつて準備していく中で、ちゃんと御説明をいただいて理解を得ていただきながら、本当に大変な混乱が生じるというふうに私は思つんですね。

それで、しっかりと周知をしていただきまして、また、質問等々がそれぞれの団体からあつたときには、丁寧な御説明をいただきますようによろしくお願ひいたしたいと思うんですが、いかがですか。

○金子政府参考人 派遣労働の場合などにつきましては、今お話をございましたように、いろいろ複雑な形になつてまいりますので、そういう点につきましては、議員の御指摘がございましたところから、制度の周知におきまして、事業主の方、それから働く方々にきちんと伝わるよう最大限努力をしてまいりたいと思います。

○田村(憲)委員 お願いいたしたいと思います。いずれにいたしましても、非常に不安定な働き方に方々があつてきました。非正規の方々の数が本当にふえてまいりました。やはり、もちろんそれを選ぶ方々もおられますけれども、本當は安定した働き方をしたいと思われている方々がおられる中で、無期雇用の方に、正規と言つていいわけではないのかもわかりませんが、しかし、無期という形になればある程度安定はしていくと思いますので、そういう意味ではこの法律は必要なものだと思います。

ただ、これは、五年前に雇い止めが行われるんじゃないかという心配があります。クリーニング期間というものを半年間定めてありますから、半年間だけ雇い止めといふことが、これが施行されて五年がたつ寸前ぐらいかつてくるのではないのかな、こういうことが大変心配されるわけであります。それこそ、働く方々にとってみれば、私は大変な不安の材料だというふうに思つてます。それで、まず冒頭に、このたびの九州における集中豪雨の犠牲者の皆様の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げたいというふうに思います。

それでは、まず冒頭に、労働契約法改正案について御質問をさせていただきます。

今回の労働契約法改正案は、有期雇用から無期雇用、この道を切り開くという意味で、一歩にはた、施行後五年間たつ中において、私は、世論調査等々いろいろなところから聞き取りをした上で、もしそのような形の企業が多いとすれば、これに対する一定の何らかの歯止めをかけられるような手当てをしなきやならぬというふうに思うんです。

ですが、大臣、いかがでございますか。

○小宮山国務大臣 施行後五年の時点での雇いどめ、これがなるべく起きないようにしながら無期の労働契約に転換させていくことが、施行に当たつて一番大きな課題だというふうに思います。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。改正法案に盛り込まれました雇い止め法理、この周知を図るとともに、五年間、労働者が安定すると同時に、企業にとっても、キャリアアップして労働者に力をつけてもらえばプラスになるので、そうしたことも含めまして、企業がどういうふうにしているのか、説明しながら、動向を把握して、企業の取り組みを最大限支援していくべき、そのように考えています。

○田村(憲)委員 重要な問題でありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○池田委員長 次に、三宅雪子さん。

○三宅委員 国民の生活が第一の三宅雪子でござります。

現時点で、有期労働者のうちに、この五年を超えていらっしゃる方は全国で何人ぐらいいらっしゃいますか。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十三年七月に実施しました有期労働契約に関する実態調査によりますと、有期労働契約のうち、労働者が五年を超える労働者の割合は二九・五%、約三割でございます。その人数につきましては、約三百六十万人と推計をしております。

○三宅委員 ありがとうございます。

その方々が今回の労働契約法改正案によりまして実際に無期雇用に切りかわるとしたら、いつぐらいになるんでしょうか。

○金子政府参考人 議員の御指摘が、そういった三百六十万人のうち、どのくらいの方が無期雇用に転換していくかということの見込みということだといたしますれば、その点については、率直に言つて、今の段階で正確な予測をすることは難しいというふうに考えております。

ただ、考えられますのは、五年たつまでの間に、一つは、無期に転換していただくという道があるということ、それからもう一つは、有期契約のまま雇用が続くということも可能性としてはござります。それから、もう一つの可能性としては、できるだけ避けていただきたいわけでございまますけれども、五年までの間に雇い止めになるケース、こういったようなことが想定されるわけですが、私どもとしては、できるだけ無期への転換が円滑に進むよう取り組んでいきたいと思っております。

○三宅委員 そうしますと、どうしても、これから法律の施行までの時間とというものもあるというふうに思います。それから先の五年間とというのもあります。ですから、場合によっては、通算十一年以上、無期への転換というのがかなわない方も出てきてしまうのではないかという懸念を私は持つてゐるんですが、その辺はいかがなんでしょう。

うか。

○小宮山国務大臣 結局、今回、一定の期間たたなければ何もしないというのではなくて、改正法に基づいて無期転換の権利が生まれる前でも、より安定した雇用になるよう無期労働契約に転換させていくことが望ましいことだというふうに考えていますので、改正法を施行するときに、既に有期労働契約で長く雇われている労働者も含めて無期労働契約への転換が円滑に進みますように、一つは、有期契約労働者や無期転換後の労働者の周知、広報を図るなどしまして、必要な政策対応を検討して、可能なところから実施をしていきたいというふうに考えてています。

○三宅委員 大臣の御答弁で、いろいろな支援の形を考えていらっしゃるというお話をしました。そしてまた、助成金なども含めて、今後、この件は課題として引き続きひ御検討をいただきたいというふうに思います。

もう一つ懸念されることは、労働条件は同じになってしまうんですねけれども、企業が正社員よりも安い賃金で働くかせるような、第二社員のような形ができてしまうのではないかということをどうしても心配してしまいます。

こうした懸念を大臣はどういうふうにお考えでしようか。

○小宮山国務大臣 具体的に何を指していくつしゃるのかがちょっとうまくつかめなかつたんですけども、さつき申し上げたように、今回、無期契約にするということは、企業側が負担になるということばかりではなくて、安定して働いて、そこでステップアップをしていくつもらえれば企業にとつても力になりますので、そういう意味で、しっかりとこの法が狙つている趣旨を企業に理解していただくように最大限丁寧に説明もし、また、取り組むためにはこういう支援もあるといふようなことも説明をしながら、この狙いの方向

で取り組んでいただけるようにしていきたいといふうに思います。

○三宅委員 ちょっと私の御説明が悪くて、済みません。

要は、先ほどのお話は、これから助成をしていくというようなお話をだつたんですけれども、その

一方で、無期雇用が進んでいくと、その中で、同じような仕事をしている中でも雇用条件が違う方が出てきてしまったときのいろいろ出てくる問題についてのお考えという意味で御質問させていただきました。また、どうしても、そういう中で待遇の差というのは問題になつてきててしまうというふうに思います。

そして、これはもちろん希望する方と希望しないという方がいらっしゃると思うんですけども、も、あくまでも希望する方の場合なんですが、このういふた方々を正社員にする道といいますか、正社員を希望したときに、例えば試験のようなもの

を設けるとか、そういうことを含めて、正社員にするような形というのも今後は考えるような御方針はあるんでしょうか。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

今回の無期転換ルールでは、法律が予定をしておりますのは、あくまでも雇用契約期間を無期にするという点でございます。

今議員から御指摘がありましたのは、いわゆる正社員と言われる方々は、無期ということだけではなくて、いろいろな意味で、待遇の面でも、あるいは職責が重くなるというような問題も一方ではござりますけれども、必ず同じになるというこ

とではないということなので、我々は今回、とにかく雇用の安定を図ることをまず第一に希望しながらこの制度を設計したわけでございますが、いわゆる有期から無期に転換した後さらに正社員にステップアップできないかという希望も当然出てくるわけでございますので、企業のそうしたお取り組みが進みますように、いろいろな助成措置を含めた支援措置についても、先ほど大臣から答弁を申し上げましたけれども、考えていただきたいと

いうふうに考えております。

○三宅委員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

実は、きのうまでこの質問は入れる予定ではなかつたんですが、急遽入れさせていただいた質問でございます。

先週末、私は、とある障害者団体の全国大会に伺つておりました。そこで、サイコテストなるインターネットサイトの話を障害者団体の方からお伺いしたわけでございます。関係者の間ではかなり話題になつていただけでございます。帰りまして、待遇の差というのは問題になつてきてしまったというふうに思います。

そして、これはもちろん希望する方と希望しないという方がいらっしゃると思うんですけども、も、あくまでも希望する方の場合なんですが、このための人材リスク診断をするソフトを販売する会社でございました。取引先にはそうそうたる一社員を希望したときに、例え試験のようなもの

を設けるとか、そういうことを含めて、正社員にするような形というのも今後は考えるような御方針はあるんでしょうか。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

今回の無期転換ルールでは、法律が予定をしておりますのは、あくまでも雇用契約期間を無期にするという点でございます。

今議員から御指摘がありましたのは、いわゆる正社員と言われる方々は、無期ということだけではなくて、いろいろな意味で、待遇の面でも、あるいは職責が重くなるというような問題も一方ではござりますけれども、必ず同じになるというこ

とではないということなので、我々は今回、とにかく雇用の安定を図ることをまず第一に希望しながらこの制度を設計したわけでございますが、いわゆる有期から無期に転換した後さらに正社員にステップアップできないかという希望も当然出てくるわけでございますので、企業のそうしたお取り組みが進みますように、いろいろな助成措置を含めた支援措置についても、先ほど大臣から答弁を申し上げましたけれども、考えていただきたいと

ます。

厚生労働省としましては、企業に対し、応募者の基本的な人権、これを尊重し、適性あるいは能力、それに基づく公正な採用選考、これを行うよう周知啓発をしているわけでございます。

採用選考に当たつて用いられる各種の適性検査、この是非を考えてみますと、企業がこうしたこと自体は、内容にもよるかとは思いますが、直ちに否定するというふうには言い切れません。

ただし、採用選考に当たつて重要なことは、企業が実際にどのような検査を選び、どのように検査結果を用いるかということだというふうに思います。採用ということにその検査が直接つながるということになるとすれば、これはやはり問題がある場合も当然あります。採用選考に当たつて重要なことは、企業がこうしたこと自体は、内容にもよるかとは思いますが、直ちに否定するというふうには言い切れません。

採用選考に当たつて重要なことは、企業がこうしたこと自体は、内容にもよるかとは思いますが、直ちに否定するというふうには言い切れません。

採用選考に当たつて重要なことは、企業がこうしたこと自体は、内容にもよるかとは思いますが、直ちに否定するというふうには言い切れません。

採用選考に当たつて重要なことは、企業がこうしたこと自体は、内容にもよるかとは思いますが、直ちに否定するというふうには言い切れません。

採用選考に当たつて重要なことは、企業がこうしたこと自体は、内容にもよるかとは思いますが、直ちに否定するというふうには言い切れません。

採用選考に当たつて重要なことは、企業がこうしたこと自体は、内容にもよるかとは思いますが、直ちに否定するというふうには言い切れません。

採用選考に当たつて重要なことは、企業がこうしたこと自体は、内容にもよるかとは思いますが、直ちに否定するというふうには言い切れません。

採用選考に当たつて重要なことは、企業がこうしたこと自体は、内容にもよるかとは思いますが、直ちに否定するというふうには言い切れません。

○津田大臣政務官 三宅委員にお答えを申し上げ

○小宮山国務大臣 それは、委員からのそういう具体的な御指摘があれば、当然対応はすべきだと思いますので、対応するように指示をしたいと思います。

○三宅委員 続きましては、問題になつております福島第一原発でのいわゆる被曝隠しとされる事件についてお伺いしたいというふうに思います。

大臣は、きのうの閣議後、現在の状況や再発防止策、それに向けてのスケジュールを示されました。この中でわからなかつた点をお聞きしたいというふうに思います。

問題となつておりますビルトアップという会社の役員が、事実関係を大筋で認め、きのう謝罪をしました。ですから、被曝隠しと認識したもののが事実であるということはある意味はつきりとしたわけでござりますけれども、このビルトアップとの取引は、現在どのようになつてあるんでしょうか。私の把握ですと、このビルトアップは、いわゆる下請があつて、その下の孫請だというふうに把握をしております。ですから、その間に入つている会社との取引を含めて、普通の判断ですと、一旦停止というのが普通だと思うんですが、どうなつていていますでしょうか。

○宮野政府参考人 お答えをいたします。
この株式会社ビルトアップの件でございますけれども、現時点において、その元請会社と取引が中止になつたというような事実は、私どもしては確認はしておりません。ただ、いずれにいたしましても、私どもとしても、今回の件、大変ゆるしき事態であると考えております。

具体的な事案については、現在、所管の労働基準監督署、労働局において詳細に事実関係を調査しております。この調査結果、ビルトアップに法令違反が認められれば、私どもとして厳正に対処することとしておりります。ビルトアップに原発内での作業を行わせるかどうかということについては、こうした状況も踏まえた上で、元請会社あるいは東京電力において判

断をされるものというふうに承知をしております。段階であれば、そこの会社との取引は停止すべきというのが当たり前のことなのではないかと私は思つてゐます。

○宮野政府参考人 お答えいたします。
企業間の取引そのものについて、これは私どもの権限として、それを停止させるかどうかという権限はございません。ただ、繰り返しになりますけれども、いずれにしても、私どもとして、事実関係、法令違反があつたかどうかというものを今調べておりますので、それを踏まえて判断をされるということになると考えております。

○三宅委員 わかりました。それでは、健康被害があるかもしれない被曝隠しがあつたかもしない状況でも、取引はすぐに停止はしないということを承知をいたしました。

一万八千人の作業員が出入りする福島原発の状況ではあると思ひますけれども、どんなに出入りする作業員の方が多くても、やはり徹底した管理をしていく努力というのはしていただきたい、このようなことを最後に申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○池田委員長 次に、古屋範さん。

○古屋(範)委員 おはようございます。公明党的古屋範です。

大臣、日々、税と社会保障一体改革、本当に疲れさまでございます。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

今回の無期転換ルールの趣旨につきましては、今議員からも御説明がございましたけれども、有

約法の質疑に入つてしまひます。
非正規労働者、平成二十二年の調査によりますと、一千七百六十五万人ということで、被用者全体の三分の一を超えるという状況になつております。厚生労働省の推計では、約一千二百万人が有期労働契約と見られていまして、非正規労働者の多くが有期契約者になつているということが見てえます。

有期契約にあつた場合には、雇用の不安定さ、あるいは待遇の低さ、このようなことが課題となつております。特にリーマン・ショック以降、非常にこれが社会問題化をしたというわけであります。

こうした有期契約労働者が、不安定さを取り除いて、そして安心して働くようにしていくことが非常に重要であるかと思います。

本改正案、この有期労働者の約三割が五年以上の長期間にわたつて不安定な雇用にとどまつていい現状に鑑みて、安定的な雇用環境を確保するためには、必要な措置であると私も考えております。そして、不合理な差別の禁止規定についても、有期雇用であることを理由とした正規労働者との労働条件の格差が不合理とみなされるときは、裁判所は是正措置、あるいは損害賠償を命じることができる、努力義務ではなくて、端的に差別を禁止したという点、ここは大きく評価したいと思っております。

しかし、今最も注目をされております五年後の無期転換、この実効性にやはり疑問が残るわけですね。年数五年を超えて勤務をしている約三割、三百六十万人の有期労働者のうち、本法案の施行後、実際どの程度の方々が本当に無期転換になつていいのか。本法案の狙いどおりに無期転換が図られるかどうか、この導入効果についてお伺いしたいと思います。

非正規労働者のうち世帯主以外の方々が占める割合は約七割で、女性は約八割、一千十万人が世帯主以外ということです。その一方で、正社員として働ける会社がなかなかからこうした非正規に甘んじてはいるという方が一八・六%、いわばこここのところが非常に問題である。低收入、家庭が持ち、たくて持てない、あるいは、将来、低所得、無年金、生活保護になりかねないという懸念があります。

こうした無期への転換が図られていく場合に、五年の手前で雇いどめをされてしまうおそれがある、これをどう防いでいくかというのが非常に重要な課題だと思います。具体的に、この雇いどめ、どのように防いでいくおつもりでしょうか。

○小宮山国務大臣 やはり、今回の無期転換ルールの趣旨からしましても、五年のところで雇いどめをされてしまうおそれがある、これをどう防いでいくかというのが非常に重要な課題だと思います。特にリーマン・ショック以降、非常にこれが社会問題化をしたというわけであります。

現在、五年の転換ルールがどの程度の割合でいくかというのは、先ほど申し上げましたように、なかなか予見しがたいわけでございますが、我々としては、こうした無期転換ルールの趣旨が実現されますよう、改正法の成立後、十分な周知と、それから企業のお取り組みを促しながら、その後底に最大限努めていきたいというふうに考えております。

さらに、この無期転換ルールの導入は、結局、労働法の場合には、規制強化をしていった場合に、なかなかその狙いどおりにいかないという側面があります。結局、五年間の手前で雇いどめをしてしまうのではないか、無期転換をさせないと

いいますか、しない、使用者側がその手前で雇いどめをしてしまうのではないかという指摘もござります。

○古屋(範)委員 ゼビ、無期転換の促進、そしてその検証を常にしていくいただき、このよ

うに思います。

さらに、この無期転換ルールの導入は、結局、労働法の場合には、規制強化をしていった場合に、なかなかその狙いどおりにいかないという側面があります。結局、五年間の手前で雇いどめをしてしまうのではないか、無期転換をさせないと

いいますか、しない、使用者側がその手前で雇いどめをしてしまうのではないかという指摘もござります。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

今回の無期転換ルールの趣旨につきましては、今議員からも御説明がございましたけれども、有

約法の質疑に入つてしまひます。
非正規労働者、平成二十二年の調査によりますと、一千七百六十五万人ということで、被用者全体の三分の一を超えるという状況になつております。厚生労働省の推計では、約一千二百万人が有期労働契約と見られていまして、非正規労働者の多くが有期契約者になつているということが見てえます。

こうした無期への転換が図られていく場合に、五年の手前で雇いどめをされてしまうおそれがある、これをどう防いでいくかというのが非常に重要な課題だと思います。特にリーマン・ショック以降、非常にこれが社会問題化をしたというわけであります。